

全 員 協 議 会 資 料

令和7年1月21日

1. 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業について

(なばりの未来創造部、市民部、福祉子ども部)・・・P2～7

2. その他（報告）

- ・伊賀市、笠置町及び南山城村とのごみ処理広域化の検討状況について

(地域環境部)・・・P8・9

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討
委員会の進捗状況について

・・・別冊

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業について

1. 概要

国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策（令和6年11月22日閣議決定）において、低所得世帯の支援を行うとともに、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施する取組を支援する重点支援地方交付金を追加する旨が盛り込まれました。

今回、この交付金を活用した事業の実施のための予算について、令和6年度一般会計補正予算（第7号）に計上するものです。

2. 対象となる事業

重点支援地方交付金の交付の対象となる事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を主たる目的とする事業であって、支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業とされ、次の三つに区分されています。

（1）令和6年度低所得世帯支援枠

物価高騰等に直面する低所得世帯の支援を目的とする事業です。

（2）不足額給付分の給付金・定額減税一体支援枠

令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定した後、令和6年に実施した定額減税し切れないと見込まれる方への給付（以下「当初調整給付」といいます。）に不足があることが判明した方等の支援を目的とする事業です。

（3）推奨事業メニュー

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を目的とする事業であり、効果的と考えられる推奨事業メニューを国が提示しています。

推奨事業メニュー	
（生活者支援）	（事業者支援）
①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	⑥農林水産業における物価高騰対策支援
③消費下支え等を通じた生活者支援	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援
④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

※推奨事業メニューよりも更に効果があると判断する事業も交付金の活用が可能です。

3. 実施する事業の内容

(1) 令和6年度住民税均等割非課税世帯給付金給付事業

物価高騰の負担感が大きい低所得世帯（令和6年度の住民税均等割非課税世帯）に対し、負担の軽減を図るため、1世帯当たり3万円を給付します。

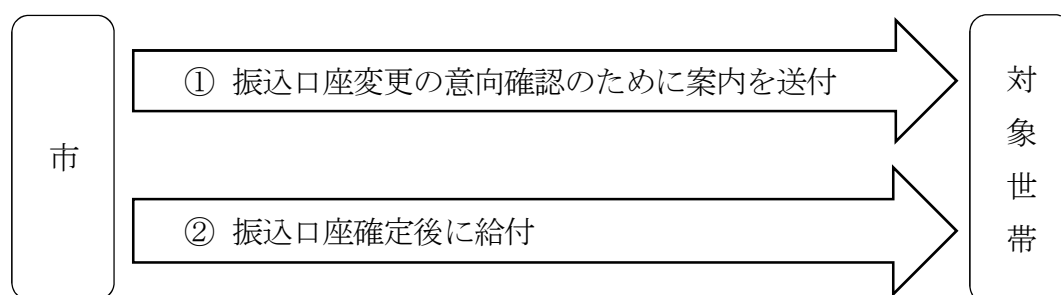
ア. 給 付 額 1世帯当たり3万円

イ. 対 象 者 国が指定する基準日（令和6年12月13日）において、世帯全員の令和6年度の住民税均等割が非課税である世帯（住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。）

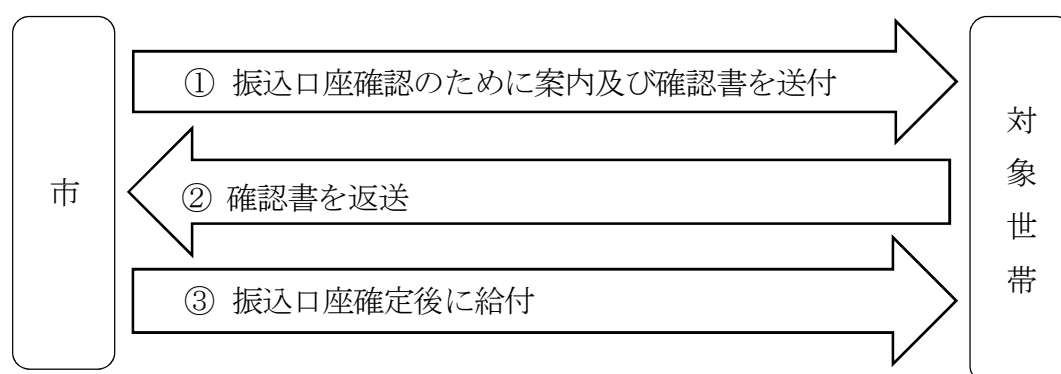
ウ. 対 象 者 数 約9,100世帯

エ. 給 付 方 法 下図のとおり振込口座確定後、プッシュ型による給付を行います。
なお、振込口座の変更の意向があった場合は、指定の金融機関口座へ振り込みます。また、口座情報が不明な場合は、確認書による対応とします。

<プッシュ型による給付>



<確認書による給付>



オ. スケジュール 令和7年2月中旬 対象世帯への案内

下旬 給付金の支給

カ. そ の 他 本事業の対象とならない措置入所等児童等に対し、市独自の事業として、1世帯当たり3万円を給付します。（推奨メニューの活用による横出し事業）

(2) 令和6年度住民税均等割非課税世帯給付金給付事業（こども加算）

住民税均等割非課税世帯への給付金の加算として、当該給付金の支給対象となる世帯の18歳以下の児童について、一人当たり2万円を給付します。

ア. 給付額 児童一人当たり2万円

イ. 対象者 住民税均等割非課税世帯への給付金の対象世帯の18歳以下（18歳に達する日以降最初の3月31日まで）の児童

ウ. 対象者数 約900人

エ. 給付方法 住民税均等割非課税世帯への給付金と同様の給付方法です。

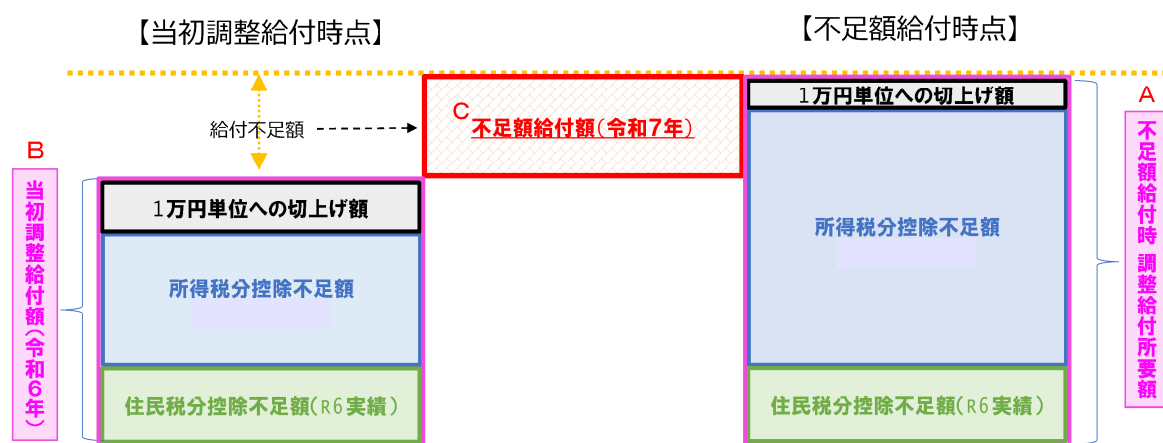
オ. スケジュール 住民税均等割非課税世帯への給付金と同様のスケジュールを予定しています。

(3) 不足額給付分の給付金・定額減税一体支援枠（令和7年度実施事業）

当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いたことにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定した後に、本来給付すべき所要額と、当初調整給付の給付額との間で差額が生じた場合に、不足分を給付します。

なお、この事業は、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等の確定後でなければ対象者、金額等が決定できないことから、令和7年度の一般会計6月補正予算への予算計上を行い、令和7年9月頃から実施する予定です。

<参考>



引用元 内閣府地方創生推進室：低所得者支援及び定額減税補足給付金（うち、不足額給付）概要資料（12／17時点版）

※不足額給付時に算出した調整給付所要額（A）が当初調整の給付額を下回った場合にあっては、余剰額の返還は求めません。

(4) 推奨事業メニュー

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援するため、
P 6・7の一覧表のとおり、事業を実施します。

4. 交付限度額及び財源

524,856千円（国庫補助金10／10）

<内訳>

(1) 令和6年度低所得世帯支援枠及び不足額給付分の給付金・定額減税一体支援枠

交付限度額 340,472千円（うち、事務費 30,947千円）

(2) 推奨事業メニュー

交付限度額 184,384千円

No.	部局・室	事業名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③精算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	交付金活用額 (千円)	推奨事業 メニュー 番号	事業開始 時期	事業終了 時期
			合 計	184,384			
			うち 生活者支援分	119,486			
			うち 事業者支援分	64,898			
1	福祉子ども部 生活支援室	住民税非課税世帯に対する給付金 【措置入所等児童等対応分】	①物価高騰等に直面する低所得世帯の支援を目的とする令和6年度住民税均等割非課税世帯給付金給付事業を行うに当たり、対象とならない措置入所等児童等の支援のため給付金を支給します。 ②給付金支給に係る経費 ③必要経費 1,200千円 対象世帯数:40世帯×単価:30,000円=1,200,000円 ④養護学園、里親家庭等の措置入所等児童や配偶者及びその他親族からの暴力等を理由に避難している者等	1,200	【生活者支援】①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	R7.3	R7.5
2	福祉子ども部 保育幼稚園室	保育施設等副食費無償化事業	①物価高騰による保護者負担の軽減を図るため、市内の教育・保育施設の副食費について、令和7年4月～7月の4か月間無償化します。 ②市内の教育・保育施設の児童の副食費 ③必要経費 17,308千円 公立 ④4,800円/月×延べ268人(4か月)=1,286,400円 私立 1号:④240円/日×延べ19,257日(4か月)=4,621,680円 2号:④4,800円×延べ2,362人(4か月)=11,337,600円 市外 1号:④240円/日×延べ256日(4か月)=61,440円 2号:④4,800円×延べ0人(4か月)=0円 合計 17,307,120円 ④公立保育所3園、民間保育園6園、認定こども園7園、私立幼稚園2園、市外委託2園に通園する児童の保護者	17,308	【生活者支援】②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	R7.4	R7.7
3	教育委員会 教育総務室	学校給食費無償化事業	①物価高騰による保護者負担の軽減を図るため、学校給食費について、令和7年4月～7月の4か月分を無償化します。 ②物価高騰による給食費無償化に係る経費 ③必要経費 75,621千円 令和7年度児童数見込 3,499人×令和7年4月～7月分給食費≒75,621,000円 (参考:18,905千円/月) ④小学校14校に通学する児童の保護者	75,621	【生活者支援】②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	R7.4	R7.7
4	福祉子ども部 子ども家庭室	ばりっ子まるまる給付金給付事業	①食費(おむつ、ミルク)等の物価高騰に直面する、3歳未満の乳幼児を養育する世帯の生活を支援するため、対象児童一人につき2万円の給付金を支給します。 ②給付金支給に係る経費 ③必要経費 24,639千円 対象世帯数1,011世帯、対象児童数1,068人 【事業費】21,360,000円(20,000円×1,068人) 【事務費】3,279,000円 (消耗品費50千円、郵便料112千円、手数料112千円、使用料及び賃借料5千円、委託料3,000千円) ④令和4年4月2日から令和7年3月31日までに生まれた児童を養育する者 (令和7年1月1日時点で本市に住民登録している者で令和6年12月分の児童手当の受給者及び令和7年1月分から同年3月分までの児童手当の新規認定又は額改定の認定を受けた者)	24,639	【生活者支援】②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	R7.1	R7.3
5	教育委員会 教育総務室	遠距離通学費補助金	①物価高騰による保護者負担の軽減を図るため、バス定期代の値上げに伴う保護者負担増加分を支援します。 ②物価高騰によるバス代に係る経費(令和7年度の12か月分) ③必要経費 718千円 (小学校)児童数80人(見込)×1,000円=80,000円 (中学校)生徒数319人(見込)×2,000円=638,000円 ④(小学校)つじが丘小学校にバスで通学する児童の保護者 (中学校)名張中学校ほか2校にバスで通学する生徒の保護者	718	【生活者支援】②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	R7.4	R8.3
6	福祉子ども部 医療福祉総務室	物価高騰に伴う配食ボランティア団体への運営支援事業	①配食ボランティア団体の物価高騰による食材料費等への影響を軽減し、活動の継続・サービス利用者の支援を推進するため、配食ボランティア団体の年間食材料費相当額に対し、物価高騰による増額分を補助します。 ②配食ボランティア団体への補助金交付に係る経費 ③必要経費 520千円 年間食材料費単価(令和6年度)④400円×20,000食×6.5%(生鮮食品消費者物価指数の令和6年度(4月～10月前年同月比)平均上昇率)=520千円 ④令和6年4月1日現在で名張市ボランティアセンターに登録している配食ボランティア団体(9団体)	520	【事業者支援】⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	R7.1	R7.3
7	福祉子ども部 医療福祉総務室	物価等高騰に伴う地域支え合い団体(有償ボランティア)支援事業	①燃料価格及び電気料金高騰の影響を受ける市内の地域ささえあい団体の事業の維持を図るため、燃料費等高騰分の一部を支援します。 ②生活支援及び外出支援に係る電気料金・燃料費 ③必要経費 694千円 電気料金・燃料費高騰分相当(三重県訪問・通所系障害施設準備を準備) ・生活支援実施団体(11団体)×基準単価4,300円(県電気・ガス単価)×12か月=567,600円 ・外出支援実施団体(7団体)×基準単価1,500円(県燃料単価×2)×12か月=126,000円 ④地域ささえあい団体(11団体)	694	【事業者支援】⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	R7.1	R7.3
8	福祉子ども部 子ども家庭室	子ども食堂運営補助事業	①こども食堂運営に対する負担軽減に係る補助金を支給します。 ②子ども食堂への補助金支給に係る経費 ③必要経費 400千円 4団体×100,000円 ④なほりこども・地域食堂ネットワーク連絡会に登録し、継続的に活動している団体(4団体)	400	【事業者支援】⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	R7.1	R7.3
9	福祉子ども部 介護・高齢支援室	物価等高騰に伴う高齢者施設等支援事業	①物価等の高騰の影響を受け、介護サービス事業所等の運営経費の増大が生じている状況の中で、食料費、光熱費及び燃料費の一部を支援することにより、その負担を軽減し、安定的かつ継続的なサービスの提供を支援します。 (令和6年度三重県補助基準単価の1/4を支援) ②食料費、光熱費、燃料費 ③必要経費 8,508千円 ○食料費 8,508千円 入所系 単価×定員数×3か月 通所系 単価×定員数×3か月 訪問系 単価×事業所数×3か月 ○燃料費高騰分 523,125円 入所系 単価×事業所数×3か月×車両数 通所系 単価×事業所数×3か月×車両数 訪問系 単価×事業所数×3か月×車両数 ○対象期間 令和7年1月～3月(3か月) ④介護サービス事業所等(約160事業所等)	8,508	【事業者支援】⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	R7.1	R7.3
			合計 8,507,091円				

伊賀市、笠置町及び南山城村とのごみ処理広域化の検討状況について（報告）

1. ごみ処理広域化の検討について

ごみ処理広域化については、共通の課題を持つ伊賀市、笠置町及び南山城村と本市の4市町村で検討していくことを令和5年8月17日の全員協議会において報告させていただき、同年9月1日に、ごみ処理広域化に係る連絡及び調整や法定協議会設置の検討・調整を目的とした4市町村長で構成する任意の検討協議会を設置しました。

令和6年4月1日には、ごみ処理広域化に関する事務を共同して管理し、及び執行するため、地方自治法に基づく法定協議会として「伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会」（以下「検討協議会」といいます。）を設置し、同時にごみ処理広域化基本構想（以下「基本構想」といいます。）に係る調査、審議を行うための附属機関として「伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会」（以下「検討委員会」といいます。）を共同設置して、同年6月3日に4市町村から検討委員会へ基本構想の策定についての諮問を行いました。

現在は、検討協議会において、検討委員会による調査、審議の連絡、調整及び進捗管理を行いながら、基本構想策定を通しての広域化の方向性について検討しているところです。

2. これまでの検討状況について

（1）検討協議会

第1回検討協議会（令和6年5月1日開催）

<協議内容>

- ・規約に基づく規程等の整備について
- ・検討委員会の委員候補者の決定について
- ・検討委員会への諮問内容について
- ・今後のごみ処理広域化検討のスケジュール（案）について

（2）検討委員会

ア. 第1回検討委員会（令和6年6月3日開催）

<検討内容>

- ・これまでの経緯について
- ・基本構想策定について
- ・各市町村におけるごみ処理施設等の現状

- ・ 検討スケジュール
- ・ 三重県、京都府におけるごみ処理の状況
- ・ ごみ処理の広域化の経緯と今後の進め方について

イ．第2回検討委員会（令和6年11月12日開催）

＜検討内容＞

- ・ ごみ処理システムの現状と課題
- ・ 基本構想における分別区分案
- ・ ごみ排出量などの将来予測
- ・ 広域化メニューの抽出

（詳細は、別冊資料「伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会の進捗状況について」をご参照ください。）

3. 今後の検討事項について

別冊資料のP7「基本構想策定のスケジュール」に従い、引き続き、検討委員会におけるごみ処理施設、リサイクル施設の広域化メニューの効果検討による広域化メニュー案の検討、さらには、施設規模の設定、処理方式の検討によるごみ処理施設の整備方針の検討及び組織運営体制や事業スケジュール、財政計画などの検討による広域化の検討と整理についての調査、審議を踏まえながら、検討協議会において、令和7年度中の基本構想策定によるごみ処理の広域化・集約化の実現可能性等を検討していきます。